○外務省告示第三百五十三号

レバノン共和国政府は、昭和五十四年四月二十七日にハンブルグで作成された「千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」の加入書を平成二十一年四月十五日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年五月十五日にレバノン共和国について効力を生じた。

（平成二十一年四月二十日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年七月一日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百五十四号

ベルギー王国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の批准書を平成二十一年四月十五日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年七月二十四日にベルギー王国について効力を生ずる。

（平成二十一年四月二十日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年七月一日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百五十五号

シリア・アラブ共和国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を平成二十一年四月二十四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年七月二十四日にシリア・アラブ共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年五月六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年七月一日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百五十六号

平成二十一年六月十五日にジブチで、ジブチ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ジブチの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むジブチの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　駒野欽一在ジブチ大使

ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

平成二十一年七月一日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百五十七号

シリア・アラブ共和国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を平成二十一年四月二十四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年四月二十四日にシリア・アラブ共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年五月六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年七月一日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百五十八号

カタール国政府は、昭和五十四年十二月十八日にニューヨークで作成された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の加入書を平成二十一年四月二十九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年五月二十九日にカタール国について効力を生じた。

（平成二十一年五月八日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年七月一日

外務大臣　中曽根弘文

○財務省告示第二百二十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定する。

平成二十一年七月一日

財務大臣　与謝野　馨

御前崎港指定保税地域

土地

一　多目的国際ターミナル

静岡県御前崎市港六六二〇番五五地内の基点（北緯三四度三七分一九秒、東経一三八度一三分一四秒）から三一九度二七分五〇秒の方向に引いた線上一三〇・四三メートルの地点を起点とし、同起点から三二三度〇二分二九秒の方向に引いた線上二三・八五メートルの地点、同地点から九〇度一三分二三秒の方向に引いた線上一五・二九メートルの地点、同地点から二九度四七分三七秒の方向に引いた線上九九・五〇メートルの地点、同地点から九〇度〇〇分三六秒の方向に引いた線上五二・四九メートルの地点、同地点から二六九度五六分三七秒の方向に引いた線上二一五・〇三メートルの地点、同地点から二七〇度〇四分四六秒の方向に引いた線上一四五・七七メートルの地点、同地点から二六九度五九分三〇秒の方向に引いた線上五・九七メートルの地点、同地点から八九度五九分二〇秒の方向に引いた線上六三・九二メートルの地点、同地点から八九度五六分〇八秒の方向に引いた線上三一・九二メートルの地点、同地点から二六九度五九分〇一秒の方向に引いた線上一・八九メートルの地点、同地点から二七〇度〇五分二七秒の方向に引いた線上〇・七〇メートルの地点、同地点から八九度五九分三五秒の方向に引いた線上二〇・〇〇メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分一〇秒の方向に引いた線上三四一・九二メートルの地点、同地点から二六九度五九分五八秒の方向に引いた線上二〇・〇〇メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分〇六秒の方向に引いた線上〇・六三メートルの地点、同地点から八九度五六分二三秒の方向に引いた線上六五・八〇メートルの地点、同地点から九〇度〇三分五二秒の方向に引いた線上二二・三三メートルの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地六九、七一九・六八平方メートル

二　西埠頭一、二号岸壁荷捌き地

静岡県御前崎市港六六二〇番五五地内の基点（北緯三四度三七分一九秒、東経一三八度一三分一四秒）から六六度三四分一一秒の方向に引いた線上二一・四六メートルの地点を起点とし、同起点から一一八度四五分〇五秒の方向に引いた線上四二・六〇メートルの地点、同地点から九〇度〇一分〇三秒の方向に引いた線上三八・四六メートルの地点、同地点から二七〇度三四分三六秒の方向に引いた線上一五・五〇メートルの地点、同地点から二六九度〇八分〇〇秒の方向に引いた線上一〇・七九メートルの地点、同地点から九〇度〇四分一六秒の方向に引いた線上一一・〇〇メートルの地点、同地点から二六九度五九分五三秒の方向に引いた線上四二九・九八メートルの地点、同地点から二六九度五九分〇一秒の方向に引いた線上六九・九三メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分三六秒の方向に引いた線上一四五・〇三メートルの地点、同地点から二六九度五六分三七秒の方向に引いた線上二一五・四九メートルの地点、同地点から二六九度五九分二〇秒の方向に引いた線上六三・九二メートルの地点、同地点から八九度五九分〇八秒の方向に引いた線上三一・九二メートルの地点、同地点から八九度五六分〇一秒の方向に引いた線上二六九度五九分〇一秒の方向に引いた線上〇・七〇メートルの地点、同地点から八九度五九分三五秒の方向に引いた線上二〇・〇〇メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分一〇秒の方向に引いた線上三四一・九二メートルの地点、同地点から二六九度五九分五八秒の方向に引いた線上二〇・〇〇メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分〇六秒の方向に引いた線上〇・六三メートルの地点、同地点から八九度五六分二三秒の方向に引いた線上六五・八〇メートルの地点、同地点から九〇度〇三分五二秒の方向に引いた線上二二・三三メートルの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地六九、七一九・六八平方メートル

○厚生労働省告示第三百四十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項（同法第六十八条の五において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）及び平成十六年厚生労働省告示第二百六十二号（生物由来原料基準の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年七月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

第一条　生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次のように改正する。

第４の１の⑶中「コラーゲン」の次に「並びにアメリカ合衆国又はカナダを原産国とする反芻動物由来原材料（以下「アメリカ産又はカナダ産原料」という。）を使用して細胞培養により製造される注射剤（セルバンクにのみアメリカ産又はカナダ産原料を使用しているものに限る。）その他これに準ずるもの、アメリカ産又はカナダ産原料を使用して製造されるワクチン（経口ワクチンに限る。）、アメリカ産又はカナダ産原料を使用して微生物培養により製造される注射剤（種培養にのみアメリカ産又はカナダ産原料を使用しているものに限る。）若しくは経口剤その他これに準ずるもの又はアメリカ産又はカナダ産原料を使用して製造される外用剤」を加える。

第二条　平成十六年厚生労働省告示第二百六十二号（生物由来原料基準の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

前文ただし書中「、アメリカ合衆国を原産国とする骨由来ゼラチン等を使用して製造される経口剤」を「及びアメリカ合衆国を原産国とする骨由来ゼラチン等を使用して製造される経口剤」に改め、「及びアメリカ産原料を使用して細